



2026 年 10 月 23 日

各 位

会社名 レシップホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉 本 眞
(コード番号：7213 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 常務取締役 品 川 典 弘
管理本部長
(電話番号：058-324-3121)

従業員向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2027 年 3 月 19 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 54,412 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 635 円
(4) 処 分 総 額	34,551,620 円
(5) 処 分 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、引受けの申込みがされることを条件として、上記 (2)に記載の処分する株式の数の範囲で定めた申込み株式の数を割り当てる。 当社及び当社子会社の従業員（契約従業員、地域職種限定社員、外国人技能 実習生及びアルバイトを除く。）583 名 54,412 株 なお、付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（契約従業員、地域職種限定社員、外国人技能実習生及びアルバイトを除く。）（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有及び福利厚生の実現を図ることを目的として、本制度を導入することを決議しました。

2027年3月19日から2031年10月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象従業員583名に対し、金銭債権合計34,551,620円を支給し、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式54,412株を割り当ていたします。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数15,891,500株に対し0.34%（小数点以下第3位を

四捨五入。)と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は、本特別奨励金の全部を当社に現物出資することにより、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。本自己株式処分に当たっては、割当予定先である対象従業員 583 名に対して、当社及び当社子会社から金銭債権合計 34,551,620 円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給し、当社から普通株式 54,412 株を付与することといたしました。

なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が支給されますので、本自己株式処分により、対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2027年3月19日～2031年10月31日

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象従業員が定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社又は当社の子会社の従業員の地位を定年、転籍、その他の正当な事由（死亡による退職を含み、自己都合による退職を含まない。（以下同じ。））により退職した場合には、対象従業員の退職の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

（4）非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社又は当社子会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における当該対象従業員の有する本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

（5）当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年10月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である635円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式インセンティブとして支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年10月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である635円であり、合理的であり、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上